【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年１月19日
【会社名】	ＡＨＣグループ株式会社
【英訳名】	ＡＨＣ ＧＲＯＵＰ ＩＮＣ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　荒木　喜貴
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町二丁目11番９号イトーピア橋本ビル２階
【電話番号】	03－6240－9550(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長　武藤　輝一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町二丁目11番９号イトーピア橋本ビル２階
【電話番号】	03－6240－9550(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長　武藤　輝一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2021年１月14日(取締役会決議)

(2) 当該事象の内容

① 特別利益の計上

2020年11月期第４四半期連結決算におきまして、新型コロナウィルス感染症にともなう緊急包括支援金等の支給申請により、26百万円を営業外収益の「新型コロナウィルス感染症による助成金収入」勘定に計上いたしました。

② 特別損益の計上

新型コロナウィルス感染症に対する政府・自治体からの休業・時短営業を行ったこと及び外出自粛要請が発出されたことにより居酒屋店舗の来店客数が減少しました。また、2021年１月7日発出の緊急事態宣言にともない、2021年１月10日より外食店舗にて休業・時短営業を実施しており、2021年11月期第１四半期連結会計期間において一時的な業績の落ち込みが予想されます。これらの影響により収益性の低下がみられた外食３店舗について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、「減損損失」10百万円を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2020年11月期連結決算において、以下のとおり営業外収益及び特別損失として計上いたしました。

営業外収益	
新型コロナウィルス感染症による助成金収入	26,982千円
特別損失	
減損損失	10,000千円

以上